

2009 年 12 月 2 日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15樓62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



江蘇省税関特殊監督管理区域企業と国内区外企業との貨物貿易の人民元決済

2009 年 10 月 28 日付で《江蘇省税関特殊監督管理区域企業と国内区外企業の貨物貿易における人民元決済試行弁法》<sup>1</sup>が公布され、同年 11 月 1 日に施行されることになりました。これにより、江蘇省内に所在する税関特殊監督管理区域企業と国内区外企業との貨物貿易における決済を人民元建てで行えるようになりました。これと合わせて、同じ人民元決済に関するものですが、江蘇省内の区外企業と江蘇省の税関特殊監督管理区域企業と間の取引に限定していた《江蘇省税関：特殊監督管理区域企業と国内区外企業との貨物貿易項目における人民元決済弁法》<sup>2</sup>は廃止されます。

## 1. 対象区域

本弁法で言うところの税関特殊監督管理区域とは、江蘇省内に設けられている輸出加工区、保税區、保税物流園區、保税港區、保税物流中心及び綜合保税區等の税関が封鎖監督管理を行う特定区域のことを指します。本弁法はこのような区域内の企業と国内の区域外の企業との間の人民元決済を認めるものとなっております。

## 2. 人民元決済に際して必要な手続き

本通知で言うところの人民元決済も、その取引の本質は純粋な国内取引ではなく、貿易取引に該当することもあり、その決済に当たり外貨管理部門が関係してきます。

<sup>1</sup> 蘇匯発 [2009] 62 号

<sup>2</sup> 蘇匯発 [2009] 43 号

### (1) 外貨管理部門への備案

区内企業が区外企業との間の貿易で人民元決済を行う場合、区内企業は現地の外貨管理部門に備案（届出）を行っておく必要があります。これにより《保税監督管理区域外貨登記証》に「人民元決済既備案」と表示されます。これが行われていなければ人民元決済を行うことはできません。

### (2) 必要資料

区内企業が区外企業と貿易決済を人民元で行うにあたり人民元建ての契約が必要になりますが、本質的には貿易取引になります。そのため、次の書類が必要になってきます。

区外企業	人民元建ての輸出入報関単
区内企業	輸出入報関単または輸出入貨物備案明細等の貨物監督管理証憑（以下、税関貨物監督管理証憑という）

## 3. 区内企業の輸入決済

### (1) 区外企業の手続き

区内企業が区外からの貨物輸入に対して人民元支払いを行うにあたり、区外企業は輸出核鎖と輸出回収人民元転オンライン審査等の関連規定に従って関連手続きを行います。

### (2) 必要資料

- ・ 「保税区企業輸入貨物代金」と明記した人民元支払い証憑
- ・ 《保税監督管理区域外貨登記証》
- ・ 輸入契約
- ・ 輸入発票
- ・ 税関貨物監督管理証憑等の有効証憑及び商業証票

### (3) 銀行での確認

支払銀行において区内企業の税関貨物監督管理証票電子底帳に確認、完了を行います。なお、税関貨物監督管理証票が中国電子口岸執法システムに組みいられていない場合、今のところ電子底帳の確認、完了等の手続きを行う必要はありません。

#### 4. 区内企業の輸出決済

区外企業が区内より貨物を輸入し人民元支払いを行うとき、人民元支払い証憑に「保税  
区企業輸出貨物代金」と明記します。また、区外企業の支払い方式に応じて必要書類や、  
支払銀行の手続きが下記のように定められております。

	貨物到着後支払い	前払い
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関の「検査済み印」が押捺された人民元建ての輸入貨物報関単</li> <li>区内企業の《保税監督管理区域外貨登記証》コピー</li> <li>双方が締結した人民元建ての契約、商業発票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約</li> <li>商業発票</li> <li>区内企業の《保税監督管理区域外貨登記証》コピー</li> <li>契約で既定している貨物到着日後 45 日以内に、人民元建ての輸入貨物報関単、及び税関の「検査済み印」を押捺している人民元建ての区内企業の企業税関貨物監督管理証憑</li> </ul>
支払銀行 の手続き	区外企業が提供した資料に基づいて、企業のために人民元支払い手続きを行い、そして区外企業の輸入報関単電子底帳に確認、完了手続きを行う。	区外企業の輸入報関単電子底帳に確認、完了を行う。
区内企業 の手続き	保税貨物の輸出貨物代金については直接区内企業の人民元口座に入金。	
	非保税貨物における出口貨物代金は、規定に従って輸出回収人民元転オンライン審査手続き。	

#### 5. 留意点

本通知は国家外貨管理局江蘇省分局より公布されたものです。従って、江蘇省外でどれだけ理解が得られるかに留意する必要があります。例えば、国内区外企業による輸出取引の場合、輸出核鎖と輸出回収人民元転オンライン審査等の関連規定に従って関連手続きを行うこととされておりますが、果たして江蘇省外の外貨管理局が江蘇省の地方通達に基づいた処理を行ってくれるかどうか、江蘇省外の税務局が人民元建て決済による輸出取引の輸出税額還付処理を行ってくれるかどうか、といった問題が残ります。貿易取引の人民元

決済が上海及び広東省の一部地域の一部企業で開始していますが、輸出税額還付に関する通達が公布されるまで、輸出税額還付手続きの事務がスムーズに執り行われれないという事態が発生していました。本通知でも同様の事態が懸念されます。事務手続き面がある程度成熟してくるまでこれら取り扱いに留意する必要があるといえるでしょう。

以 上

\*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。